

## 宮城県感染症診査協議会及び結核診査部会について

### 1 目的及び根拠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第24条の規定に基づき設置し、感染症患者に対する入院勧告、就業制限及び結核医療の公費負担等に関し、必要な事項を審議する。

### 2 委員の構成等

#### <感染症診査協議会>

(1)委員 6人以内で組織

(2)構成

①感染症指定医療機関の医師

②感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く)

③法律に関し学識経験を有する者

④医療及び法律以外の学識経験を有する者

※その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

(3)任期 2年(令和7年4月1日から令和9年3月31日)

#### <結核診査部会>

(1)委員 6人以内で組織

(2)構成

①感染症指定医療機関の医師

②感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く)

③法律に関し学識経験を有する者

④医療及び法律以外の学識経験を有する者

※その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

(3)任期 2年(令和7年4月1日から令和9年3月31日)

### 3 職務内容等

(1)就業制限の通知、入院勧告、入院期間の延長、結核患者の医療に必要な費用負担に関し、必要な事項を審議する。

(2)緊急を要する就業制限の通知をした場合及び勧告による72時間以内の応急的な入院をさせた場合の報告に関し意見を述べる。

(3)結核の診査件数が多いことから、結核診査部会を設置し、結核に係る事項を審議する。

### 4 会議の運営

(1)開催回数

感染症診査協議会:不定期(一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者の発生により審議を必要とした場合に開催)

結核診査部会:おおむね年24回開催

(2)会議の開催

会議は、医師である委員のうちから2人以上、かつ、法律に関し学識経験を有する者である委員、並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者である委員のうちから1人以上が出席しなければ開くことができない。

### 5 委員の報酬

出席1回につき11,900円(旅費は別に支給)

宮城県感染症診査協議会委員名簿

(敬称略)

	委員区分	氏名	所属・職名	職種
1	感染症指定 医療機関の医師	コダマ エイイチ 児玉 栄一	東北大学災害科学国際研究所 災害医学研究部門災害感染症学分野 教授	医師
2	感染症の患者の 医療に関し学識経験を有する者	イシイ タカシ 石井 正	東北大学病院総合地域医療教育支援部部長 東北大学大学院 医学系研究科総合医療学分野 教授	医師
3	感染症の患者の 医療に関し学識経験を有する者	カガキ タロウ 神垣 太郎	国立感染症研究所 感染症疫学センター サーベイランス総括研究官	医師
4	感染症の患者の 医療に関し学識経験を有する者	ニシマキ カツシ 西巻 雄司	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター 感染対策室長	医師
5	法律に関し 学識経験を有する者	イシダ ケンジ 石田 憲司	石田憲司法律事務所 所長	弁護士
6	医療及び法律以外の 学識経験を有する者	ザンマ ユミコ 残間 由美子	特定非営利活動法人 みやぎ感染予防教育推進ネットワーク きれいな手 理事長	看護師

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで



